

第 7 回丸亀市行政改革推進委員会会議録	
日 時	平成 18 年 3 月 27 日（月） 午前 9 時 00 分～午後 12 時 00 分
場 所	丸亀市役所 別館 5 階 第 1 会議室
出 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 秋山 朋子、宇佐美 功、大西 綏子、岡本 恵子、奥村 素一、小玉 紀、酒井 明世、 佐藤 智恵子、高木 新仁、橘 節哉、松本 濱一、宮武 明美（五十音順、敬称略） 〔以上 12 名出席〕
	〔丸亀市〕 中島企画財政部長、直江総務部長、熊井都市整備部長、篠原競艇事業部長、村井 水道部長、山岡企画課長、宮川財政課長、木谷職員課長、立岡秘書広報課長、藤 田都市計画課長、宮内下水道課長、香川経営課長、大林財政課副課長、新居下水 道課副課長、笠井行政改革推進室長、大岡、窪田
欠 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 河野 忠生、佐藤 智恵子、細川 滋、平井 靖士 〔以上 4 名欠席〕
議 題	(1) 丸亀市行政改革大綱（報告） (2) 丸亀市行財政改革推進計画(集中改革プラン)及び資料編（報告） (3) 丸亀市人材育成基本方針（報告） (4) 丸亀市財政健全化計画（報告） (5) 丸亀市定員適正化計画（報告） (6) 丸亀市補助金等見直し基準（報告） (7) 丸亀市アウトソーシング推進指針（報告） (8) 丸亀市公共事業コスト縮減計画（報告） (9) 集中改革プラン進行管理の考え方について（議題）
会 議 概 要	
酒井会長：ただ今より第 7 回丸亀市行政改革推進委員会を開催します。それでは、まず集中改 革プラン等の修正について、事務局より報告をお願いします。 行革室長： 【丸亀市行政改革大綱について報告】 ※「(4)地方公営企業等の経営健全化」4 ページの最後の表に「特定環境保全公 共下水道事業」と「駐車場事業」の表示を追加。 【丸亀市行財政改革推進計画（集中改革プラン）及び資料編について報告】 ※修正箇所一覧表により修正・追加等について説明。 【丸亀市人材育成基本方針について報告】 ※現在、素案の段階で内容や表現方法について検討中。次回提案予定。 【丸亀市財政健全化計画について報告】 ※平成 17 年度の補正予算や平成 18 年度当初予算を考慮して修正。 【丸亀市定員適正化計画について報告】 ※変更なし。退職者については定年退職者数を表示。早期退職者数や採用者数	

については進行管理の中で報告していく。

【丸亀市補助金等見直し基準・丸亀市アウトソーシング推進指針・丸亀市公共事業コスト縮減計画について報告】

※特に変更点なし。

酒井会長：それぞれの計画について、報告は終わりました。何か質問等がありますか？

橘委員：当初、集中改革プランは3年であったが、5年とする理由は何ですか？データを集約するのであれば3年より5年が良いと思うが、改革を進める場合にはある程度短期に集中して行うべきだと思います。それと、5年とすることで全体の改革プランにどのような影響が出ますか？

行革室長：集中改革プランの策定は、当初より国から平成17年度から平成21年度までの5年間で示すように言われています。3年から5年に期間を改めたのは、集中改革プランに掲載している財政的援助団体等の計画について、3年で作っていたものを5年にするということです。内容的には、計画を後送りにするわけにはいかないので、3年間で集中的にやっていくことに変わりありません。

橘委員：計画のスケジュール的な部分に変更はないということですね？

行革室長：そうです。

岩村委員：2点お尋ねします。給与の適正化のところで、特殊勤務手当の見直しが、時限的措置に移されているのはなぜですか？あわせて、管理職手当の見直しも給与の適正化と時限的措置の両方に入っているのはなぜですか？それと、2点目は、行革の取組効果である44億円の達成状況の検証方法はどのように考えているのですか？

行革室長：最初に特殊勤務手当が時限的措置に移ったことについてですが、当初、特殊勤務手当については、資料編に示しているように14ある特殊勤務手当のうち一つから二つの手当を廃止しようと考えていましたが、すべての手当について時限的措置で一律に5%カットしようということになりましたので時限的措置に移しています。

岩村委員：金額が逆に約1,800万円から900万円に減っているのではないですか？

行革室長：資料の記載方法の問題で、時限的措置であれば財政効果は期間が終わればゼロに戻るところが、資料ではそれを加えて記載してしまっている、いわゆる資料の記載間違いが一つの要因となっています。それとは別に、先ほど申し上げましたように、一つないし二つの手当を廃止しようとしていたのを時限的措置に切り替えたことによるものです。

もう1点の管理職手当については、「給与の適正化」に記載している管理職手当の見直しは、合併時に管理職手当の支給率を2%から3%削減していたものを記載したものであり、「時限的措置」に記載している管理職手当の見直しについては、それから更に支給額に対して一律に5%の削減をしていくというものです。資料については、時限的措置のためカッコ書きで表示しています。

44億円の財政効果の検証方法については、2番の議題の内容となりますので、そちらで説明します。

岡本委員：特殊勤務手当については、単年度で見ても金額が落ちています。それに時限的措置となっているため、3年間で効果は終了ということになります。ということは、特殊勤務手当

については、時限的措置ではなく、先ほど当初考えていたと言っていた一つか二つを廃止した方が効果があるのではないかと思いますのですが、いかがですか？

また、例えば、当初の一つか二つ止めたうえに時限的措置をとるといった議論は、庁内で出なかったのでしょうか？

総務部長：特殊勤務手当については、2年ほど前に一度すべてを見直してかなりの項目を落とし、金額も落としています。また、現在も特殊勤務手当については、継続して検討していく考えです。例えば、行路死亡人の手当については、親族等のいない死体の処理を行った場合に1件当たりで支給していますが、下水管に入っただけの調査については、硫化水素等の危険を伴う作業ですので午前若しくは午後といった時間を区切って1回以上作業に従事した場合は、いくらといった形で手当を支給しています。それが、特殊勤務手当の中には、今までの経過で、月額で支給している手当もあるので、それらについては、今後協議してできれば件数又は時間で支給していきたいと考えています。いずれにしても、資料にある14件の手当については、今後内容を十分に精査して検討していきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

岡本委員：特殊勤務手当については、今後も見直しを検討していきたいということであれば、「給与の適正化」の項目から外してしまうのではなく、「検討」等の表示をして項目を残しておくべきではないでしょうか？

総務部長：プランに載せているものについては、当然に実施に向けて取り組んでいきます。それとは別に、この中でも今回は時限的措置に移して見送られたものがあります。具体的には、資料編80ページの9番「変則・不規則業務手当」は、日額で競艇の職員に対して支給している手当で、これについては現在も継続して協議を進めているところです。競艇は、厳しい状況の中で本場開催以外も含めて年間365日中300日近く職員が勤務している状況であり、職員組合との交渉の中で、将来的には検討するが3年間については時限的措置の中を含めるといったことで交渉を続けていくということになっています。委員ご提案のように別に項目を残しておくことは考えられますが、今は現状にあわせて項目を移したということです。

岡本委員：管理職手当は支給率を削減するうえに時限的措置をとるのに、特殊勤務手当については時限的措置にしたから給与の適正化から外してしまい、そのうえ額も減額となるというのでは、特殊勤務手当は時限的措置で終わらせてしまうという感覚を受けました。それで、先ほど時限的措置については、庁内で一つか二つ廃止したうえで時限的措置をとるといった議論はなかったのかを聞かせていただきました。それについては、どうなのでしょう？

総務部長：先ほどからお答えしているように、検討は続けていますので、議論がなかったということではありません。プランに掲載するかどうかについては、集中改革プランの17ページに「各種手当等の見直しを行い」という文章が入っており、その中には当然含まれるものであり、今回については具体的な措置及び金額が出てきましたので、「給与の適正化」の項目からは外して、時限的措置に移したということです。

岡本委員：主な取組内容として項目立てて挙げてはいないけれども、「各種手当等の見直しを行い」という表現の中には入っているということですね。

行革室長：今回、国及び県から特殊勤務手当などは、項目を挙げると内容を記入しろということになりました。本市の場合、具体的には集中改革プランに「行政委員会委員の報酬カット」

の項目を載せると、その内容を具体的に資料編に掲載しています。

ご指摘は想定していたところであり、総務部長よりお答えしたような取組はしていきますし、また進行管理の中では具体的な内容が出てきたら取り上げていきたいと考えています。

奥村委員：昭和 16 年の台風のとき、職員が災害対策に従事して 2,000 万円近い人件費が必要になり問題となりました。私は、その時に支払うべきだと言いました。そういう特殊な事例はあると思います。その時には、特別に予算をとって支払うべきだと考えます。

総務部長：今のご意見は、特殊勤務手当ではなく時間外手当に該当するものだと考えられますが、今回時間外手当についても、10%削減を目標とさせていただいています。これは、経常的に行われる時間外手当を指すものであり、人事異動や担当課で対策を講じるなどして抑制していきたいと考えています。ただし、災害については、特異なことであり、当然に従事した職員には時間外手当を支給していかなければならないと考えています。予算については、当初予算ではなく、突発的な事態に対応するための予備費で対応していきます。

小玉委員：先ほど、下水道で特殊勤務手当を支給しているという話がありましたが、これは防毒マスクを着用といった義務付けがなされていないということですか？作業指示書や作業標準書とかに入っているということはありませんか？

総務部長：そういった危険業務に携わるときには、こういったことに注意するようにといったものが当然あります。下水管に入る際には、十分に酸素があるかといったことを点検したうえで入るようにしています。その際に酸素が十分でないということになると、当然マスク着用で入るようになると思われますが、今のところそういった事例はありません。ただ、入る際には十分に注意するようマニュアルは作られています。

小玉委員：作業マニュアルがあるということは、各部署のマニュアルを寄せ集めると定員を確定することは可能なのではないですか？

総務部長：先ほどお答えさせていただいたのは、あくまで危険業務に対する作業マニュアルがあるということであり、それと定員とは直接結びつくものではありません。

小玉委員：作業マニュアルがあるということは、いろいろな部署にマニュアルがあるのではないのですか？

総務部長：いろいろな部署でいろいろな作業のマニュアルなどを備えていると思います。

行革室長：小玉委員の言う定員は、市全体の定員の話であり、そういったものについては、これまで説明してきたとおり、市役所というのは数ではかれない部分が非常に多いので、定員を押し量るマニュアルといったものは持ち合わせていませんということです。これは、どこの行政も同じだと思われますが、行政によって直営部分が広ければ広いほど職員の数は多くなりますし、少なければ職員も少なくなると思います。それは、今後の市民との関わり方などにも関係する部分であり、まだまだ時間がかかる部分だと思います。

小玉委員：それでは、今市役所が持っているもので一番細かく規定されているものが、行政組織規則ということになるのですか？

行革室長：そうです。どの課が何をするかといった仕事の内容を定めているのは、行政組織規則ということになります。ただし、それは今の市役所の仕事の割り振りであり、3 年先・5 年先もその内容かということになると、それは今後の市民との協働や民間への業務の委託状況

などにより分からないというのが、先ほど私からお話させていただいた内容です。

小玉委員：前々からその説明を伺っているので分かっているのですが、作業量がこれだけで、それにこれだけの人数をかけてやるという基礎の見直しが絶対に必要だと思います。会社で言えば、社規・社則集というのがあり、いろいろな会社のものが掲載されていて、調べてはいませんが、公務員関係についても、どこかにそういうものがあるって利用できないのかなという気もしています。何かベースがあって定員というものを確固たるものにしていかないと、賃金の所以がないというのがどうも腑に落ちません。

酒井会長：今の内容については、進行管理の内容になっている部分がありますので、この後の議題の中で議論していきたいと考えます。今回の集中改革プラン及び大綱では、そこを議論して何かを変えろといった作業は含まれていませんので、今後そういったことも考えていかなければいけないということであれば、この後の進行管理でそういった部分も検討して、それを確認していく組織を作ろという話になると思います。集中改革プランの実施状況に不適正なところがあれば、それを議題として取り上げて検討していくことであり、それは3年間・5年間に限らず継続的に実施していかなければならないことで、行政との協働作業としてもそういう内容のことが入ってくると思いますので、進行管理の中で取り上げて討議していきたいと思います。

宇佐美委員：会議の中で、箇条書きに議論をしていては問題点の議論が深まりません。この半年間でも内容的に議論が深まったものがほとんど無い状態です。問題点があった時には、枝葉が違ふものについては仕方ないが、そこから葉に至るまでの系統があれば議論を深めていかなければ問題解決にはならないと思います。

酒井会長：議論を深めるのは、この場ではありません。そういった場が必要であれば、別に作らなければなりません。

行革室長：事務局からお願いですが、本会は諮問機関でありますので、私どもがご提案したことについて意見をいただくという形の会になります。今回の集中改革プランについては、市役所内で議論して作った案を議会に報告し意見をいただいて、諮問機関であります本会にお諮りし答申をいただいて進めております。今日の会では、答申を頂いた後に、国及び県からの指導により手当の内容や地方公営企業等の経営健全化計画について、付け加えた部分がありましたので、その内容をお示しし、ご意見をいただきたいということです。この場合は、あくまでも丸亀市の考え方をお示しして、皆さんからご意見をいただく場とさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

宇佐美委員：この会は、市長の諮問機関ですので、市の意見を聞いて我々が感じた疑問や疑念について解決していかななくてはならないのではないですか？

行革室長：今回は、集中改革プランの策定について諮問させていただき、先般答申を頂いています。それに関するご意見でしたら、この会でまとめていただいて提出くださってかまいません。

岡本委員：宇佐美委員の疑問の解決というのは、これまでの議論の中で言えば、定員の適性化について定員の基本となるものがあるのではないかとということだと思っておりますが、それはこの委員会では解決できることではないと私は思います。また、解決するような場所でも、こ

こはないと考えます。私ども 16 人の委員は、それぞれいろいろな意見を持っていて、それをこの場で発言してきましたが、その発言を抑えられたことはありません。私たちは、私たちが持っているいろいろな意見を事務局側に伝えてきて、それを事務局側が集中改革プランや大綱に可能なものについては、活かしていつてくれていると私は思います。当然、出来ないものもあるのだなということは感じていますが。

これから先は、この集中改革プランがうまくいっているかどうかについて、例えば定員適性化計画が 18 年度の結果や 19 年度の結果を見た時に、こんなことをしていたら丸亀市の財政が破綻してしまうのではないかといったことになった場合に、これは間違っているといった私たちの意見を言う場であり、ちゃんとしなさいよといったことを言う場だと考えます。

そのため、ここは何か丸亀市の大きな問題を解決したり、結論を出したりする場ではないし、それは庁議といった市の最高意思決定機関があるので、また市がやっていることをチェックする機関は議会がありますから、この場ではうまく市民の意見を行政に伝えられる場になるよう、今はこの出来つつあるプランに私たちが文句を言うのではなく、どれだけ市民の意思に近い形で着実に実行されていくかを応援していく場とした方が良いのではないかと私は思います。

小玉委員：今まで市民や行政がやってきたにも関わらず、基金まで取り崩して最悪のパターンがやってきています。これではいけないのではないですかということで、定員を決められないというのではなく、今までやったことのない、実体として市役所の仕事に必要な人数や能力を見極めるといったことからやらなければいけないのではないですかということです。それで前回の時にも、私は市の風土の変革を求めたのです。

宇佐美委員：私は、個人の方が質問された場合、その質問者がそうなのかと思うまでは、この会で議論すべきではないかと思います。納得できないことに対して話を聞くことは全然問題ないのではないのでしょうか？問題の抜本的な、最終的な解決まではしようとは思っていませんが、質問したことには、納得のいく答えをいただきたいということです。

会議を進行してください。

酒井会長：それでは、先ほどの事務局の説明に対して、ご質問等はありませんか？

岡本委員：資料編の 4 ページに行政評価の導入について記載されていて、水道事業では有り印が付けられているのに、他の事業ではいくつか無いと記載されています。それが有ったり無かったりするの、どうしてでしょうか？それと、6 ページに 6 番の(3)で「不適正な昇給運用の是正」といった項目がありますが、それが平成 17 年 4 月 1 日現在にそういったことがありますという答えであるのに、見直しの経緯や予定が無いというのはどういうことでしょうか？

行革室長：行政評価の導入予定については、各特別会計(事業)ごとの行政評価への取組に対する考え方の違いということです。今の段階で取り組む予定があるかどうかということで、今後もし取り組まないということではありません。

経営課長：不適正な昇給運用の是正の項目については、昇給の継ぎ足しのことでして、これは制度としてあります。この制度が不適正な昇給運用ということは、水道としても認識していますが、これを市としてどうするかといったことについては聞いていません。給料表は、市

全体で運用しており、水道として給料表を作っているわけではありませんので分かりません。
岡本委員：給料表は、すべて総務部の職員課の管轄ということですね。それでは総務部長から回答をお願いします。

総務部長：細かな内容までは、私もよく分かりませんので、後ほど職員課長よりお答えします。

宇佐美委員：財政健全化計画は、合併特例債事業が含まれていないということですが、合併特例債事業を実施する際に市の負担はないのでしょうか？

財政課長：合併特例債は、充当率が 95%なので 5%は市の持ち出しが必要になります。その 95%の起債に対して 70%の交付税で元利償還を見ていただけるということです。

宇佐美委員：例えば、予定されている西中の建設に対しても 95%は出るのですか？

財政課長：起債対象の 95%ということで、基準より学校をゆとりあるものとした場合などは起債の対象外となります。全体事業費の 95%ではなく、補助対象事業費の 95%とご理解ください。従って、学校につきましては、若干持ち出しが必要になることもあります。

宇佐美委員：西中は、今の予定では 1 割ほど持ち出しが必要と聞いていますが、その持ち出し部分をこの計画に含んでいないのは、こういった考えからですか？

財政課長：整備年次と具体的な事業費が分かっていない段階なので、今回は事業費については、財政状況を見ながら確保していくという考え方です。資料を見ていただきますとお分かりいただけますように、平成 20 年度には単年度収支が黒字になり、24 年度には累積収支も黒字になります。構造的に単年度の歳入に見合う歳出となっていくしますので、そういった努力をしながら合併特例債や行政改革推進債、また別途国の財政支援措置を組み合わせる懸案事業を実施しつつ、財政再建を図っていきたいと考えています。今現在は、分かる範囲で、合併特例債を除いた計画とさせていただきます。

宇佐美委員：活用できる合併特例債は、350 億円くらいですか？

財政課長：事業費ベースで 313 億円が上限となります。期間は平成 26 年までです。

宇佐美委員：市では 313 億円を使用する予定ですか？

財政課長：200 億円程度を見込んでいます。

宇佐美委員：あと 113 億円は使用しないのですか？

財政課長：今の段階ではその予定です。ただし、懸案事項が出てきますと、新市建設計画の中で 200 億円を位置づけて活用していますので、その新市建設計画の変更の手続きを経て利用していくことになります。利用するかどうかは未定です。

宇佐美委員：他の自治体でも大体 5%から 15%の持ち出しで事業を実施している実績があるようですが、その大体の持ち出し金をこの計画に入れないというのはフェアではないのかなという気がします。

財政課長：大体の概算ですが、30 億円程度の一般財源が必要になるのではないかと見込んでいます。この 30 億円というのは、ちょうど平成 26 年度の黒字相当額となります。

宇佐美委員：数字的にはそのようになるようですが、国の交付金がこの先 3 年・4 年・5 年と削減されていくという情報は、ご存知ですか？

財政課長：平成 18 年度までは、国の骨太の方針により地方の所要の一般財源を確保することが決まっています。平成 19 年度以降は、国・地方を通じた歳出・歳入の一体改革が始まります

ので、具体的にどういう方向になるかは分かりませんが、地方交付税を中心に削減に向かうのではないかと考えています。

宇佐美委員：分かりました。

酒井会長：職員課長が見えたようなので、先ほどの「不適正な昇給運用の是正」に係るご質問にお答えください。

職員課長：給料表については、国と同様に 10 級制の俸給表により運用していますが、本市の場合は、管理職にならない限り 7 級でストップして、7 級の中で進んでいくことになります。そこで、通常国の給料表にはない給料表の継ぎ足しをして、一番少ない上がり幅にはなりますが、管理職ではない職員の給料を上げていっています。これが、国の給料表の運用と市の給料表の運用との違いであり、国では継ぎ足して使うなということを言いますが、元々の国の給料表を使いきった場合には、継ぎ足して少しでも給料アップを確保していきたいと考えています。

小玉委員：赤字再建団体になっても、そういった姿勢を続けられるのですか？

職員課長：仮定の話にはなりますが、組織全体としては、きちんと仕事をした職員に対して、この先給料は全然上がらないという運用をすることは難しいと考えています。

酒井会長：何歳くらいで給料が上がらないといったところまで行くのですか？

職員課長：要は、7 級になった職員が、副課長なりに昇任していけば次の 8 級に行くのですが、ポストは限りがありますので全員が上がれません。それが国とは違うところで、丸亀の場合は 7 級でストップしますので、その中で給料を上げたいと、その方が組織が効率的になると基本的には考えています。

岡本委員：こういった運用を、丸亀市は不適正な昇給運用とは考えていないということですか？

職員課長：考えていません。

岡本委員：それでは、この資料にある「不適正な昇給運用」は無いということではないのですか？

行革室長：これは、国の書き方で、国と違うことをしている場合には「不適正」と捉えていますので、不適正な昇給運用はあるということになります。ここが国のほうから県を通じて来たというところです。この様式は県から示されたもので変えていません。

岡本委員：国のほうから言うと、不適正な昇給運用はあるということになるが、市としては不適正な昇給運用とは考えていないので、それを是正することは無いということなのですね？

行革室長：そうです。

岡本委員：分かりました。

小玉委員：赤字になったら、そうさせられるのではないのですか？

職員課長：赤字団体となった場合には、どうするかといったことを国と全体的に協議することになろうかと思いますが、そこの部分だけを捉えてそれをどうするかといった議論にはならないと思います。

小玉委員：国の方針があって、それと反する場合には交付税を渡しているのだから言うことを聞けという姿勢になるのではないのですか？

職員課長：それは今後を見てみないと分かりませんが、今現在で言えば国は 55 歳で昇給を停止

していますが、今回の新給与構造人事院勧告では、55歳の昇給停止の考えを改めるといったこともあり、私どもとしても、先ほどご説明した点についてはこういう風に考えているといった主張をしていかなければならないと考えています。

酒井会長：他にありますか？特に無いようでしたら、ここで少し休憩をとります。

～ 休 憩 ～

酒井会長：休憩に引き続きまして会議を再開します。それでは、議題「集中改革プラン進行管理の考え方について」事務局より説明を求めます。

行革室長： 【集中改革プラン進行管理の考え方について説明】

※「未利用市有地の売却」を一例に進行管理手法及び公表様式等について説明

※進行管理状況の本会への報告について説明

6月頃前年度の実績報告、11月頃当該年度の途中経過、3月頃次年度の計画等

酒井会長：ただ今説明のありました進行管理の考え方について、ご意見・ご要望がありましたらお願いします。

岡本委員：進行管理については、私たちは誰に助言して誰に提言すればよいのですか？

行革室長：市長にお願いします。

岡本委員：推進本部会から市議会及び我々に報告が来て、我々の意見は市長に言うということでしたら、会議次第にあるフローは間違いということですか？

行革室長：次第の方には、3つの会議で取り組んでいきますということを簡単に書かせていただいています。会の持ち方は、こういった形で臨ましていただきたいということです。

岡本委員：例えば、市議会でしたら本部会から報告をもらって、その中身を見て本会議や委員会で質問をして、姿勢を正したりもできるのですが、私たちはどういう風なことができるのでしょうか？

行革室長：私としては、当然取組がスムーズにいくことを想定していますが、万が一計画が計画どおりに進んでいない場合は、それを指摘いただき、もう少しこうしたらどうですかといったようなご意見をいただければと考えています。

岡本委員：それでは、11月に平成18年度の途中経過と3月にもう1度きちんと出来たかどうかのチェックをさせていただけるということですか？

行革室長：3月は、18年度のチェックと19年度の予定が出て行くようになると思います。

集中改革プランは、各部に設置するプロジェクト会議と推進本部会でしっかりと進行管理していこうと考えています。その手法については、先ほどご説明したとおりで、新年度に入りましたら早急に先ほど説明した様式で各部の取組状況、検討しているのであれば何をどう検討しているのかまで、しっかりと把握してそれを本部会にかけていこうと考えています。

橘委員：行政改革推進本部では、どういう風な形でプロジェクトの取組を吸い上げて、何回くらい開催する予定ですか？

行革室長：平成17年度を例にとりますと、この会にお諮りする前に、本部会で庁内の意見調整をして、議会の特別委員会にご報告していました。平成18年度については、この会を6月と11月と3月に開催するように考えていますので、その前には開催したいと考えています。

橘委員：どのくらいの間隔で開催するかは、チェック機能を活かすためにも非常に重要なこ

とです。

行革室長：基本的に私どもの最高意思決定機関であります庁議が、月に 2 回開かれますので、その後の時間帯を利用して月に 1 度くらいは本部会を開催できる可能性はあります。ただし、各部とのやりとりがうまくいかないと事務的に上げていくことはできませんので、私どもとしても計画よりは実施が大切だと考えていますことから、最大限の努力をしていきたいと考えています。

岡本委員：この集中改革プランは、どうしてもしっかりと進行していただきたいと思いますので、各部のプロジェクト会議と本部会が双方向でのやりとりをしていただきたいと思います。資料ができていないかどうかといった話がありましたが、資料がなくても各部の部長は、自分のところの部がどの程度の進捗状況なのかは把握しているはずですので、庁議と本部会は同じメンバーなのですからもっと中で進行管理をしていただき、ちょっと遅れている部があったら自分の部でなくても各部長が意見を出し合って進めていただきたいと思います。

とにかく、本部会が下から上がってきたものを、何の議論もなく私たちに上げてこられたのでは困りますから、各部長が一生懸命進行管理していただき、それを集めたものをここに持って来ていただきたいということをお願いしておきます。

橘委員：本部会のメンバーはどのような方ですか？

行革室長：庁議と同じメンバーで、市長をはじめ 4 役と各部長になります。

酒井会長：資料は、これまでまとめたものが出てきていたのですが、見る側からするとまとめて膨大な量に来るより、出来たものから少しずついただけた方が見やすいと思います。何回にも分けろとは言いませんが、2 回くらいに分けて、その 2 回目が 1 週間前には届くように送っていただくというのは、いかがでしょうか？

行革室長：言い訳ですが、本部会へ出してからでないと、皆さんに資料をお送りすることはできません。そのため、皆さんにはその次の段階になる議会に資料をお出しするときに一緒に送らせていただいています。今回は、本部会にかけた後に修正が出たし、その後に議会の追加が来たので当日配布の資料をお配りさせていただきました。

松本委員：タイミングの問題なのですが、平成 18 年度に実施した内容をチェックするのが 11 月では、既に何ヶ月も過ぎていて、そこでいろいろな提言をしても残り数ヶ月では効果がないのではないのでしょうか？もう少し早い段階でやるほうが良いのではないのでしょうか？

それと、もう 1 点、昨日私どもの自治会で総会がありましたが、育成費が前年度と同額となっていました。補助金の見直しでは、減るようになっていたと思いますが、18 年度に減らすということが各自治体に伝わっていないのではないのでしょうか？そういう決まったことは、できるだけ早く市民の方などに知らせていただきたいと思います。

行革室長：平成 18 年度予算については、3 月 24 日に最終的に議会で承認され、4 月 1 日から事務作業に入ることになりますので、おそらく自治会の総会の時期との関係で、単位の自治会まで連絡が届いていない状況だと思われますが、担当部局としては、連合自治会等を通じて連絡周知に動いていると思います。

もう 1 点のこの会の開催時期のお話ですが、あまり前にしすぎると担当部局がまだ動いていないといったことになりますので、下半期に入った 11 月であればある程度の進捗状況が把

握できると考えて時期を設定しています。9月・10月を上期下期の境と考えた場合、事務作業も考えまして11月という月を選定させていただいています。

岡本委員：11月というのは、4月から9月までの上半期の状況をペーパーにまとめて私たちの会に報告いただけるのが11月ということですね。

行革室長：それを目標にしています。

岡本委員：そうすると、9月までの取組が遅れているものについては遅くなるかもしれませんが、順調にいつているものについてはすぐに出せると思うので、各部にしっかり出していただき、それを10月の庁議にかけていただいて私どもに資料を送っていただくということも可能なのではないのでしょうか？

行革室長：ご意見は理解できますので努力します。どちらにしても、早く資料を送っていただきたいということは、前々から言われていますので、私どもとしても努力してまいりたいと思います。

宇佐美委員：進捗状況をチェックしていくということは、当然と考えますが、我々の会に資料を早く送る必要がなぜあるのでしょうか？当然、推進本部で計画書にのっとって進行管理をチェックされるわけですから、我々の会が資料を急がす意味があるのでしょうか？

酒井会長：どこが進んでいて、どこが遅れているというのを確認するのが1番ではないのですが、資料は早く来た方が検討する時間が十分にとれるということです。

行革室長：私どもが出来ることは、例えば17年度から18年度にかけてであれば、予算が伴うものについては、予算の状況を見て早くにお知らせすることができると思います。あとのことについては、いろいろ聞き取りがあったり、ケースによってはお尻をたたかないといけないものもあるかと思いますが、少し時間がかかるのかなと思います。私といたしましても、平成17年度の状況については、早く上にも報告しなければなりませんので、資料ができ次第本部会に報告し、皆さんにお送りしていきたいと考えています。その中で取組が疑問視されるもの、又は意見をいただきたいものについては、議題に上げていきたいと思います。

小玉委員：一覧表は毎回出すのですか？

行革室長：今の段階では、A3版の進行管理表とA4版の公表用資料を使っていきたいと考えており、それについてご意見をいただきたいということで本日議題とさせていただいています。

小玉委員：A4版の公表用の資料だけにしようですか？

行革室長：順調にいつているものについては、これだけで良いと思いますが、遅れているものや取組ができていないものについては、なぜかということ把握しておかなければなりませんので、A3版の資料も準備しています。

岩村委員：実績数値の検証機関というのはありますか？例えば、内部監査室や行革推進室で行っていくということですか？出てきた実績が本当にこれであっているかどうかを検証するところです。

行革室長：当然、予算に連動している話なので、そういったチェックは原課でしてきますし、上がってきたものについては、私どもでも全部チェックしていきます。

松本委員：これだけのプランを、進行管理で全員が目を通すということは難しいのではないのでしょうか？そこで、全部で14部門あるということですので、会長・副会長を除いて14人の

委員で担当分けしてチェックしてはいかがでしょうか？もちろん、担当部門以外の部も見るのが、担当部門については、責任を持つという形で見た方がチェック漏れがなくなると思います。

岡本委員：みんなが責任を持つというのは良いと思いますが、1 人が一つの部を持つというより、2～3 人でいくつかの部を持つ方が、会議をしたときにもどこそこの部は誰それが来ていないから分からないというようなことがないのではないのでしょうか？

橘委員：市が欲しい意見というのは、委員皆様からの意見であり、担当を分けて一人の方が掘り下げた意見が欲しいわけではないと思います。いろいろな委員の方からそれぞれの立場でいろんな意見を言うってもらうことが、市にとっては望んでいる形なのではないでしょうか？今出ているような一人の方が責任を持って見るといった意見は、この会の持ち方の意味を少し履き違えているように思います。

松本委員：そこでいろいろな考え方の話をして、それは個人の考え方だから委員会では取り扱わないということであれば、それはそれで良いと思います。

橘委員：それはこの委員会とは別に、担当者同士が集まる会を持つということですか？

松本委員：そうです。要は、これだけのものがあって、誰も何も言及しないで、大事なことが抜けたらまずいのではないかということです。

宇佐美委員：市としては、どういった意見が欲しいのですか？

行革室長：行革の取組を進める中で、1 番気にしなくてはならないのは市民の皆様の意見だと考えています。そのため、計画づくりの段階からこの会を持たせていただいたし、プランを策定する中では 135 項目を挙げさせていただきましたが、漏れがないか等について、いろんな視点で見ていただき、ご意見をいただいたということです。また、私自身も今出している計画がすべてではないと思っていますので、これから進行管理をしていく中で見直しをしていき、必要なものは追加もしていきたいと考えています。そういうことで、委員の皆様にはそれぞれが持っているものを最大限に出していただければと思っています。それが私のこの委員会に対する考え方であり、これから一緒に進行管理をしていただいて、目標とする歳入に見合った財政構造の構築に向けて後押しをしていただきたいと思います。

岡本委員：今からはじまる進行管理では、私たちは市長に意見を言うというお話がありました。ということは、この会に市長は来ていただけるということでしょうか？

行革室長：当然、皆さんからいただいたご意見は市長に伝えていこうと考えていますが、市長が会議に出席するかどうかについては、その時々に応じて考えていきたいと思っています。

橘委員：今の岡本委員の意見は非常に重要なことであり、年に 1 回は我々が行革の取組に対する意見を市長に言う機会を設けるべきであり、また市長は、我々の意見を聞いて市長の考えや方針を我々に言うべきだと思います。また、そうしなければこの会の位置づけもぼやけてしまうと思うので、ぜひ市長にその旨お伝えください。

酒井会長：先ほどの松本委員からの担当を分けて見落としの無いようチェックするという意見に対して、各委員の意見が集約されていませので、ご意見をお願いします。

高木委員：それは松本委員のご意見であり、この委員会を進めていくのは会長の権限ですので、会長と副会長でご検討をいただければと思います。

秋山委員：委員一人一人が全部を見るのは難しいので、部門に分けて担当者が責任を持って見るということも分かりますが、その意見を集約するために別の会を設けるということは難しいと思います。どちらとも言い難いです。

岩村委員：私も今の意見に同感で、この委員会ですべてまで個別の事項に踏み込んでいけるかということが問題で、時間的制約や能力的な問題もあり難しいと思います。本来はそうすることが理想なのでしょうが、14の部門から個別の事案が何百も出てきて、それに対して一人ないし二人で個々の問題を検討できるかどうかということになると、やるからにはかなりの性根を入れてやらなければ、やっただけに終わってしまうような気がします。委員会自体のあり方も含めて決める必要があると思います。

大西委員：その時に送られてきた資料の量にもよると思いますが、膨大な量になると一人で見るとことは不可能であり、また委員一人一人の資質というものも違うと思いますので、全体は見るけれども責任を持ってここだけということも難しいのではないかと思います。また、2段階的に意見を集約するというのも時間的に困難なので、少し分かりかねます。

宮武委員：形的には非常に合理的とは思えるのですが、個人になると無理があると思います。半分くらいに分かれてやるのであれば出来るかなという気がします。

宇佐美委員：私も無理があると思います。

酒井会長：それでは、皆さんのご意見を参考に、細川副会長と話し合ってみることにします。

その他に何かご意見等はありませんか？

特に無いようですので、本日の会議は以上で閉会といたします。